

令和6～7年度

めざす守口の教育

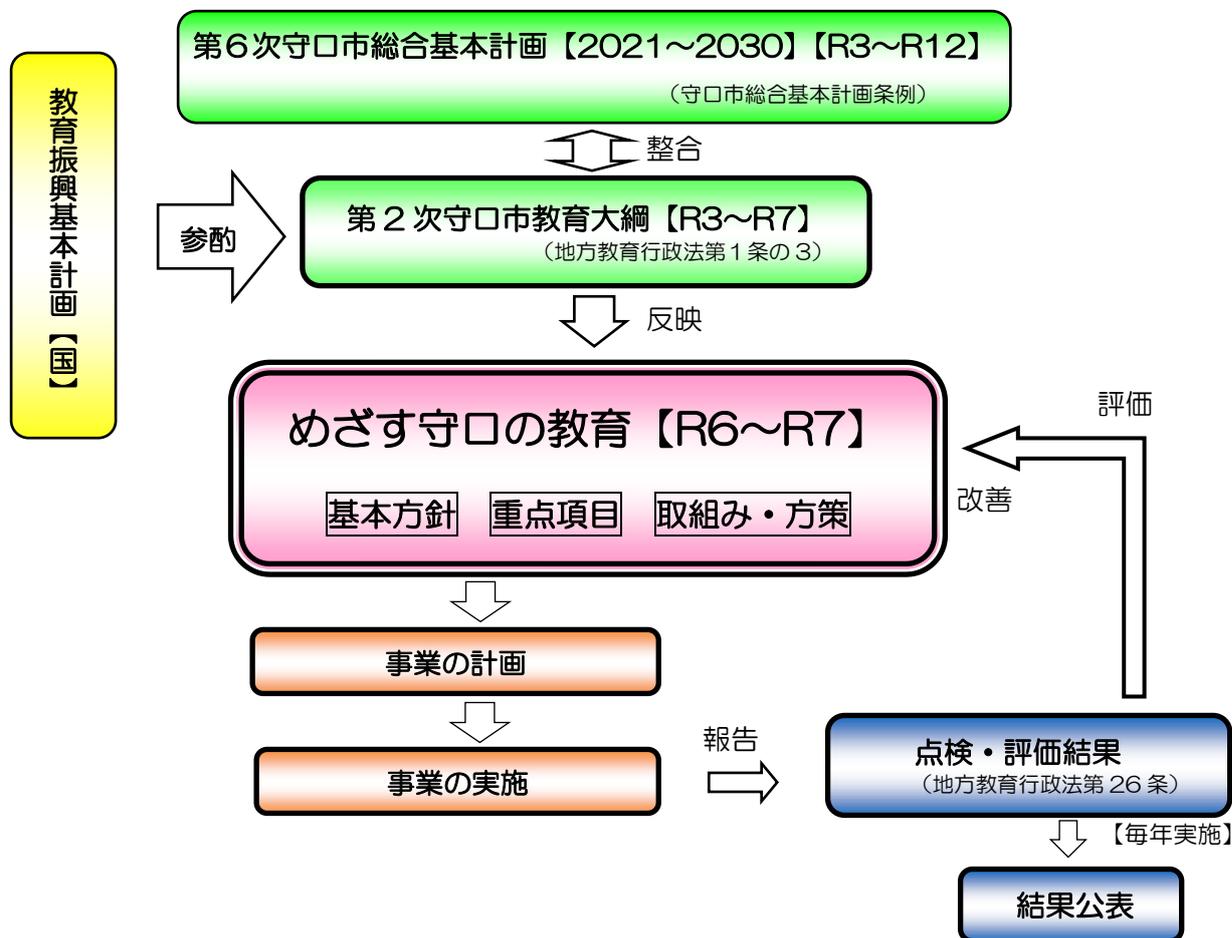


守口市教育委員会

1 策定にあたって

「めざす守口の教育（令和6～7年度）」は、守口市が「第2次教育大綱」（以下、「大綱」）を実現するため、施策の方向性を「基本方針」として示し、重点的に実施する施策や具体的な内容を「重点項目」「取組み」「方策」として体系的にとりまとめました。

また、具体的な取組みや方策によって到達すべき数値を「目標」として設定しました。



2 計画期間

「大綱」（令和3～7年度）の計画期間と合わせ、令和6～7年度とします。

大綱が改訂された場合は、今後、その期間と合わせて策定します。

【基本方針・重点項目】

基本方針1 命を守る

- 重点項目1 健康・体力づくりの充実 P.3
- 重点項目2 安全・安心な環境づくりの推進 P.4

基本方針2 学力を伸ばす

- 重点項目3 授業改善の推進 P.6
- 重点項目4 自立した学習者の育成 P.8
- 重点項目5 支援教育の充実 P.9

基本方針3 心を育てる

- 重点項目6 人権教育の充実 P.10
- 重点項目7 道徳教育の充実 P.11
- 重点項目8 生徒指導、キャリア教育の充実 P.12

基本方針4 学校力を高める

- 重点項目9 学校経営の改善 P.14
- 重点項目10 教職員の資質向上・研修の充実 P.15
- 重点項目11 学校施設の老朽化等への対策 P.16

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

- 重点項目12 社会教育の振興 P.17



<教育理念>

『郷土を誇りに思い※1、夢と志をもって※2、国際社会で主体的に行動する人の育成※3』

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

本市では、教育理念を効果的に実現させるため、コミュニティ・スクール※4を基盤として、小中一貫教育を推進しています。すべての中学校区及び義務教育学校※5において、学校・家庭・地域が、「めざす子ども像」を掲げ、9年間の学びと育ちのつながりを意識し、共に手を携えて教育にあたります。

学校では、就学前から義務教育修了までの教育を円滑に接続し、確かな学力、豊かな心、健やかな体※6を育むことに取り組みます。あらゆる教科等の学習において体験活動を大切にしつつ、ICTを効果的に活用し、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。

家庭・地域では、学校とスクラムを組んで、子どもの成長に関わり、健やかな学びと育ちを支える教育コミュニティづくりをすすめます。さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わる組織づくりや活動のネットワーク化により、人と人、人と社会をつなぐ地域社会づくりをすすめます。

学校

連携

家庭
地域

育ちを支える教育コミュニティづくり

認定こども園 等

- ※1 【郷土を誇りに思い】：自然や歴史、伝統、文化など郷土のよさに触れることで地域の魅力を見つめ直し、地域の一員であることの自覚を深め、地域においてさまざまな活躍ができること。
- ※2 【夢と志をもって】：自分のやりたいことを見つけ、夢や志をもって、自らの人生を切り拓いていくために、目標をもち、その実現に向かってやり抜こうとする意志や、よりよい社会を作ろうとする意欲をもつこと。
- ※3 【国際社会で主体的に行動する】：グローバル化が急速に進展する社会の中で、異なる文化を理解するとともに、伝統文化など日本のよさや自分の考えを伝えるコミュニケーション能力を発揮し、人とつながり協力して、未知の状況に対して主体的に行動できること。
- ※4 【コミュニティ・スクール】：学校運営協議会を設置した学校のこと。本市では中学校区に1つの協議会を設置することとしている。PTAや地域団体の代表等が委員となり、学校運営や学校支援活動について話し合う。（【学校運営協議会】：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第1項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べる等が法律で定められている。）
- ※5 【義務教育学校】：学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）」により規定された新たな学校の種類であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う。本市ではさつき学園があった。
- ※6 【確かな学力、豊かな心、健やかな体】：学習指導要領（平成29年告示）解説総則編において、「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざすことが示されている。

3. 基本方針・重点項目

【基本方針1】命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

児童生徒の命を守る取組みは、何よりも大切です。また、児童生徒が自他をかけがえのない存在として認識し、命を守る行動ができるようになることも重要です。その土台となる心と体をつくるため、すべての児童生徒の健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。

【重点項目1】健康・体力づくりの充実

児童生徒の健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を図るために、R-PDCAサイクル¹による「体力向上アクションプラン²」に基づき、体育科授業や運動機会の充実など、学校の教育活動全体を通して健康の保持増進及び体力の向上を図ります。また、家庭・地域と連携し日常における実践を通して、食習慣・運動習慣などの生活習慣の改善に取り組みます。

取組み①	目標
運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する子どもの育成	「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。(全国体力・運動能力・運動習慣等調査、学期末アンケート) ※現状値(小数点以下、四捨五入:以下同じ) 【R5 守口】小男 92% 小女 82% 中男 87% 中女 73% 【R5 全国】小男 93% 小女 86% 中男 89% 中女 77%
【方策】	
① 専門性のある外部人材を活用する等、児童生徒が運動やスポーツの魅力に触れる機会を増やします	
② 運動行事、運動月間等の取組みを組み合わせるなど、年間を通じて児童生徒が目標をもって運動する機会を設けます	
③ 守口市立中学校の部活動の方針に則り、合理的かつ効果的な部活動を進めます	
④ 生徒がスポーツ活動に親しむ機会の確保に向け、地域団体や近隣大学等に対する働きかけを行います	

¹ 【R-PDCAサイクル】: Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。

² 【体力向上アクションプラン】: 各校が作成し、取組みの「起点」となる体力づくり推進計画。

取組み②	目標
健康を保持・増進する生活習慣づくり	<p>「朝食は毎日食べる（学校が休みの日も含む）」 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツは大切なものである」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国体力・運動能力・運動習慣等調査、学期末アンケート）</p> <p>※現状値</p> <p>（朝食） 【R5守口】：小男 74% 小女 73% 中男 77% 中女 70% 【R5全国】：小男 81% 小女 79% 中男 80% 中女 73%</p> <p>（運動） 【R5守口】：小男 91% 小女 88% 中男 90% 中女 86% 【R5全国】：小男 94% 小女 92% 中男 92% 中女 85%</p>
<p>【方策】</p> <p>① 自己点検カードを活用するなど、児童生徒が調和のとれた生活を心掛ける取組みを推進します</p> <p>② 食に関する指導の全体計画をもとに発達段階に応じた食育を推進します</p> <p>③ 外遊びの励行、家庭でできる運動の例示など、児童生徒の日常的な運動習慣づくりに取り組みます</p>	

〔重点項目2〕安全・安心な環境づくりの推進

災害及び万が一の事件、食物アレルギー等の事故や感染症に対応できるよう、学校の危機管理体制を充実します。学校の内外を問わず児童生徒の安全を確保するため、発達段階に応じた安全教育を推進します。また、学校施設等の安全点検や児童生徒の見守りなど、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となり、学校の安全管理体制を確立します。

取組み①	目標
自他の安全を守ることができる子どもの育成	<p>「日常生活における危険を予測し、自他の安全のために主体的に行動できる」と肯定的に回答する中学生時点の割合を100%にする。（学期末アンケート）</p> <p>※新設項目のため現状値なし</p>
<p>【方策】</p> <p>① 指導計画を作成し各教科等の関連を図りながら防災教育を推進します</p> <p>② 「子ども安全・安心マップ³」を活用し、児童生徒及び保護者の防災意識を高めます</p> <p>③ 体育科授業における安全指導や警察等と連携した交通安全教室を実施します</p> <p>④ 手洗い、咳エチケット、身体的な距離の確保等の感染症対策にかかる指導及び保護者への注意喚起を行います</p> <p>⑤ 学校給食の安全安心な提供のため、給食指導を実施します</p> <p>⑥ 発達段階に応じてAED⁴を含めた心肺蘇生法等の応急処置を実践する学習を行います</p>	

³ 【子ども安全・安心マップ】：子どもたちを災害その他、身の周りの危険から守るため、子どもたちが危険を事前に察知したり、災害発生時にどう行動すればよいかをあらかじめ学習させたりしておくことを目的に防犯、防災に役立つ守口市作成の小冊子。
※守口市ホームページより

⁴ 【AED】：自動体外式除細動器。平成19年度に、市立全幼稚園、小・中学校に設置。

取組み②	目標
教職員の安全に関する意識・対応能力の向上	「危険等から児童生徒の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動をとることができる」と回答する教員の割合を 100%にする。(学期末アンケート) ※新設項目のため現状値なし
【方策】	
① 地震・風水害・不審者等を想定した避難訓練を計画的に実施するとともに、各実施後にマニュアルの検証改善を行います ② 救急救命法の校内研修を実施します ③ 「食物アレルギー疾患対応マニュアル ⁵ 」「異物混入対応マニュアル ⁶ 」の校内研修を実施します ④ 学校施設・設備の安全点検を定期的に行います ⑤ 学校にかかわる事件や事故の報道等を把握した際には、学校・教育委員会がその情報を共有し、未然防止に向けた対応を行います	

取組み③	目標
安全確保に向けた家庭・地域・関係機関との連携	児童生徒の生命や身体の安全を守るため、家庭・地域と連携した安全対策を講じている学校の割合 100%を維持する。
【方策】	
① 通学路交通安全プログラム ⁷ に基づき、家庭・地域・関係機関と連携した登下校の見守りや通学路の安全点検などの安全対策を実施します ② 青色防犯パトロール団体に対して、下校時間帯に合わせたパトロールの実施を要請します ③ 学校、市危機管理室、大阪府及び地域による合同避難訓練を実施します ④ 市内で不審者等が発生した際には、速やかに家庭・地域・関係機関と情報を共有します	

取組み④	目標
安全・安心な学校給食の提供	学校給食における食中毒及び危険異物混入による被害ゼロ件を維持する。
【方策】	
① 学校給食物資納入業者及び製造業者への衛生管理体制に関する実態調査 ⁸ を実施します。 ② 市管理栄養士等による学校給食調理現場の検査を実施します ③ 異物混入対応マニュアルに基づく対応を徹底します ④ 食物アレルギー疾患対応マニュアルに基づく対応を徹底します	

⁵ 【食物アレルギー疾患対応マニュアル】：平成 27 年 1 月、市教育委員会が策定。アレルギーに関する基礎知識、学校給食での食物アレルギー対応、緊急時の対応についてまとめたもの。平成 30 年 4 月に改訂版を発行。

⁶ 【異物混入対応マニュアル】令和 4 年 8 月、市教育委員会が策定。学校給食における異物混入防止対策及び異物混入発生時の適切な対応を示すマニュアル。

⁷ 【通学路交通安全プログラム】：道路管理者、警察等の関係機関が連携して、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全性向上を図ることを目的に毎年度策定。

⁸ 【衛生管理体制に関する実態調査】：市管理栄養士等による現地確認や物資納入業者及び製造業者を所管する地域の保健所の衛生監視票等を合わせた実態調査

【基本方針2】学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々と協働することができるよう資質・能力⁹の育成をめざします。

〔重点項目3〕授業改善の推進

児童生徒の資質・能力の育成に向け、学習用タブレット端末等のICT機器¹⁰やクラウド環境¹¹の活用を前提とし、「個別最適な学び¹²」と「協働的な学び¹³」を一体的に充実¹⁴させ、「主体的・対話的で深い学び¹⁵」の実現に向けた授業改善を推進します。

また、教科等を横断して、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力）や非認知能力¹⁶を育成するための活動を充実します。

取組み①	目標
自ら学びに向かう子どもの育成	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と肯定的に回答する児童生徒の割合を90%以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート） ※現状値 【R5 守口】小85% 中87% 【R5 全国】小79% 中79%
【方策】 ① 授業のめあてを明確に示し、めあてに沿った表現する場面を設定します ② 児童生徒自身が学ぶ必然性を感じ、学ぶ内容・方法等を自己選択・自己決定できる活動を設定します	

⁹ 【資質・能力】：平成28年12月中教審答申では、育成をめざす資質・能力の3つの柱として、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く『知識・技能』の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養）」が示され、新学習指導要領の基本的な考え方として整理された。

¹⁰ 【ICT機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTは、Information and Communication Technologyの略）。

¹¹ 【クラウド（サービス）】：手元のコンピュータで利用するデータやソフトウェアがネットワーク経由で提供されるサービス。

¹² 【個別最適な学び】：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_01491.html

¹³ 【協働的な学び】：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_01492.html

¹⁴ 【「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実】：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_01317.html

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_01542.html

¹⁵ 【主体的・対話的で深い学び】：学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる対話的な学び。教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる深い学び。

¹⁶ 【非認知能力】：テストでは測ることができない力のことで、粘り強く課題に挑戦する力（頑張る力・自己抑制・目標への情熱）、気持ちをコントロールする力（自尊心・楽観性・自身）、人と協調して取り組む力（社会性・経緯・思いやり）などがある。

取組み②	目標
すべての子どもたちにとって「わかる・できる・探究する」ことをめざす授業づくり	「授業がよくわかる」と肯定的に回答する割合を小 90%以上、中 80%以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート) ※現状値 【R5 守口】小 88% 中 77% 【R5 全国】小算 81% 小国 86% 中数 73% 中国 80% 中英 64%
【方策】 ① 探究的な学習の過程 ¹⁷ に沿って、授業づくりを単元のまとまりで計画します ② 「授業のユニバーサルデザイン」の3つの視点 ¹⁸ を取り入れた授業づくりを進めます ③ 全国学力・学習状況調査等の結果を活用し、児童生徒一人ひとりの状況を把握・分析し、個に応じた指導を充実します	

取組み③	目標
ICT（学習用タブレット端末とクラウド）の活用を前提とした授業づくり	「授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を毎日利用した」と回答する児童生徒の割合を 80%以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート) ※現状値 【R5 守口】小 25% 中 26% 【R5 全国】小 28% 中 28%
【方策】 ① ICT の活用により表現する場面を充実します ② 各教科・領域で情報活用能力を系統的に指導します ③ 校務や校内研究での ICT 機器やクラウド環境の活用を授業改善に生かします	

取組み④	目標
情報モラル教育の充実	「iPad の使い方について、学校やお家でルールを守って使うことができたと思う」と回答する児童生徒の割合を 100%にする。(iPad 活用についてのアンケート) ※現状値 【R5 守口】小 93% 中 91%
【方策】 ① 「SNS ノートおおさか ¹⁹ 」等の教材を活用し、情報活用能力体系表に基づき発達段階に応じて情報モラルを含む情報活用能力を育成します ② 学習用タブレット端末等の正しい使い方について家庭への啓発を行います ③ 学習用タブレット端末のフィルタリング機能 ²⁰ により危険な検索を回避し、見守りと指導を行います	

¹⁷ 【探究的な学習の過程】：課題の設定⇒情報の収集⇒整理・分析⇒まとめ・表現、各ステップごとの振り返り・評価 という学習のサイクル。

¹⁸ 【授業のユニバーサルデザインの3つの視点】：授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての児童生徒が、楽しく「わかる・できる・探究する」授業づくり。「焦点化」「視覚化」「共有化」。

¹⁹ 【SNS ノートおおさか】：大阪府松原市、泉南市、守口市で組織する「SNS ノートおおさか」作成委員会と LINE 未来財団が共同で開発した情報モラル教材。

²⁰ 【フィルタリング機能】：金融やアダルト関連のサイトをブロックします。また、自殺・家出関連の検索を検知します。

取組み⑤	目標
夜間学級における学びの保障	年度末に作成する文集「まなび」において、生徒が学びに対する思いなどを表現することができる。
【方策】	
① 生徒のニーズにあった学びを実現できるよう、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を行います	

〔重点項目4〕 自立した学習者の育成

学習用タブレット端末等の ICT 機器やクラウド環境を効果的に活用し、授業と授業以外での学びに連続性を持たせ、基礎的・基本的な内容と探究的・発展的な内容のバランスをとるなど、家庭学習課題（宿題）を工夫し、自己調整しながら学ぶ力²¹を育成します。また、日常的に本を読んだり、学習において学校図書館などを活用したりする習慣を確立します。

取組み①	目標
家庭学習習慣の定着	「家で自分で計画を立てて勉強している（学校の授業の予習や復習を含む）」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート） ※現状値 【R5 守口】小 65% 中 47% 【R5 全国】小 71% 中 55%
【方策】	
<ul style="list-style-type: none"> ① 教科や学年間の連携により、授業との連続性のある家庭学習を設定します ② 土曜日学習会及び市費教員²²や地域ボランティアの参画等による放課後学習会を充実します ③ 中学校区での家庭学習週間の設定や、自己点検カードの活用などにより、児童生徒が自らめあてを持ち、計画的に学習ができるようにします ④ AI ドリルや協働学習支援ツール等、ICT 機器とクラウド環境を効果的に活用した家庭学習を設定します 	

²¹ 【自己調整しながら学ぶ力】：自ら学習課題を見出し、見通しを持って粘り強く取り組み、学習活動を繰り返して次につなげて学習する力。

²² 【市費教員】：市費により各中学校及び義務教育学校に1名配置し、国語・数学を中心としてきめ細やかな少人数指導の実施と家庭学習の定着に向けた支援を行う人材。

取組み②	目標
読書習慣の定着	<p>「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、月に一回以上、学校図書館や地域の図書館に行く」と回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート)</p> <p>※現状値</p> <p>【R5 守口】小 27% 中 13% 【R5 全国】小 33% 中 19%</p>
<p>【方策】</p> <p>① 児童生徒にとって居心地の良い学校図書館²³となるよう、内装やレイアウト、掲示物等の環境整備を行います</p> <p>② 学校司書と連携・協働し、読み聞かせ、毎日開放の実施、読書通帳²⁴の活用など、児童生徒が読書に親しむ機会を充実します</p>	

²³ 【学校図書館】：学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）の第 2 条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。

学校図書館は、次の 3 つの機能を有している。

「読書センター」：児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育むための、自由な読書活動や読書指導の場としての機能。

「学習センター」：児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするための機能。

「情報センター」：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応や、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力の育成に資するための機能。

²⁴ 【読書通帳】：市立図書館において読書の記録をする通帳。

〔重点項目5〕 支援教育の充実

障がいのある児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるように、きめ細やかな教育を推進します。

その際、すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ²⁵」教育を基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や配慮について全教職員が十分に認識し、校内における支援体制を構築することで支援を要する児童生徒への効果的な指導を行います。

取組み①	目標
個に応じた支援の充実	障がいのある児童生徒が適切な支援を受けている割合 100%を維持する。
【方策】 ① 一人一人の発達段階を踏まえて個別の教育支援計画 ²⁶ および個別の指導計画 ²⁷ を作成します ② 支援を要する子どものニーズに応じた合理的配慮 ²⁸ を提供します ③ 日常的に学習補助、介助、医療的ケア ²⁹ を必要とする児童生徒を支援できるようスクールヘルパー、特別支援教育支援員 ³⁰ 、学校介助員、学校看護師を適切に配置します ④ 文部科学省著作教科用図書等、個に応じた教科用図書等を採用します	

取組み②	目標
支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上	「研修で学んだことを、これからの自分の仕事に生かすことができる」と肯定的に回答する教職員の割合 100%を維持する。(教職員研修アンケート)
【方策】 ① 障がい種別に応じた「自立活動 ³¹ 」や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成、及びその活用をテーマとした研修を年5回以上設定します ② 聴覚、視覚等の障がいの種別に応じた指導方法や教材作成の工夫及び環境面の整備について府立支援学校の教員等から助言を得て、教職員の指導力向上に努めます(年間活用回数 10回以上)	

²⁵ 【ともに学び、ともに育つ】：障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域社会で豊かに生きることができる多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる教育。

²⁶ 【個別の教育支援計画】：長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が、情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。

²⁷ 【個別の指導計画】：各教科や自立活動の指導において、児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。

²⁸ 【合理的配慮】：「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」。

²⁹ 【医療的ケア】：一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

³⁰ 【特別支援教育支援員】：教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒の健全な育成及び学校における特別支援教育の推進に資するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う。

³¹ 【自立活動】：障がいのある児童生徒が自立をめざし、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。児童生徒の障がいの種類や程度等に応じて、具体的な指導内容等を決定。

【基本方針3】心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

「こども基本法³²」が制定され、次代の社会を担う全ての子どもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが求められます。

この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育成します。

【重点項目6】人権教育の充実

児童生徒が望ましい人間関係を築いて充実した生活を送れるよう、自分を肯定的に認めることや他の人を信頼したり尊重したりすることなどを培うため、「集団づくり」等の取組みを充実します。また、あらゆる偏見や差別をなくすよう、さまざまな人権教育³³に関する指導を行い、一人一人の児童生徒を大切にしつつ、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。

取組み①	目標
自己肯定感、自己有用感の向上	「今の自分が好き」「クラスの人役に立っていると感じている」と肯定的に回答する児童生徒の割合を現状値より5ポイント以上にする。(学期末アンケート) ※現状値 (今の自分が好き)【R5】小71% 中65% (役に立っている)【R5】小62% 中54%
【方策】	
① 定期的な意識調査を行い、児童生徒の状況を把握・分析しながら、教育活動全体を通して、自他を尊重できる集団づくりに取り組みます	
② 自他の生命や尊厳・価値、文化・習慣の違いを理解し尊重する教育やよりよい人間関係づくりに取り組みます	

取組み②	目標
相談体制の充実	「相談しやすい先生がいる」と肯定的に回答する児童生徒の割合を100%にする。(学期末アンケート) ※新設項目のため現状値なし
【方策】	
① 児童生徒理解や人権感覚を高めることをテーマとした教職員研修を実施します	
② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携による相談体制を構築します	
③ 学校生活や家庭等での不安や悩みについての相談窓口を学期に1回周知します	

³² 【こども基本法】：令和5年4月1日施行。こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、6つの基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映などの基本的施策を定め、これらこども施策を総合的に推進することを目的とするものです。

³³ 【さまざまな人権教育】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、児童生徒、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、加えて日本人拉致問題、LGBTQ等の個別的な人権課題を視点においた人権教育。

取組み③	目標
日本語指導が必要な児童生徒への支援	日本語指導を必要とする児童生徒のうち、支援を受けている児童生徒の割合 100%を維持する。
【方策】 ① 「特別の教育課程」を編成し、日本語指導教員による日本語指導を実施します ② 国籍の多様化に対応した自立援助通訳を確保し派遣します ③ 「オンライン日本語指導（大阪府事業） ³⁴ 」を活用します	

取組み④	目標
多文化共生教育の推進	「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。 （全国学力・学習状況調査、学期末アンケート） ※現状値 【R5 守口】小 67% 中 66% 【R5 全国】小 73% 中 67%
【方策】 ① 教科等を横断して、自らの国や諸外国の文化や習慣等に関する学習を推進します ② 外国人児童生徒交流会の開催やワールドクラス ³⁵ 等への講師派遣を行います	

〔重点項目7〕 道徳教育の充実

豊かな人間性を育むために、社会生活のルールはもとより正義感・倫理観、自らを律し人を思いやる心、郷土や国を愛し誇りに感じる心等を身につけるとともに、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成を図るため、教育活動全体を通して道徳教育を推進します。その際、「特別の教科 道徳³⁶」では、自然体験やボランティア活動等の社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動を充実します。

取組み①	目標
「考え、議論する道徳」の授業づくりの推進	「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート） ※現状値 【R5 守口】小 83% 中 86% 【R5 全国】小 84% 中 86%
【方策】 ① 道徳の教科書を活用しながら、副教材や問題解決的な学習、体験的な学習等を効果的に組み合わせた指導方法についての研修を実施します	

³⁴ 【オンライン日本語指導（大阪府事業）】：府内の小中学校等に少数で在籍している日本語指導が必要な児童生徒をオンラインでつなぎ、安心して学ぶことを通して、互いの文化を認め合い、自己肯定感等の自尊感情を高め、学校での学びに向かう意欲につなげる。また、日本語指導が十分に受けられていない児童生徒の日本語指導の時間を増やすことで、当該児童生徒の日本語能力が向上し、教科の学習を受けることができるようにすることを目的としている。

³⁵ 【ワールドクラス】：外国人児童生徒等（外国籍の児童生徒、外国にルーツのある児童生徒、帰国・渡日児童生徒）の母国や母文化などについて学ぶ課外活動。

³⁶ 【特別の教科道徳】：学習指導要領の一部改正により「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置づけられることとなった。小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面实施となっている。

〔重点項目8〕生徒指導、キャリア教育の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、より良い人間関係を形成し、自己実現を図っていくことができるよう生徒指導の充実を図ります。併せて、主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図り、両者が一体となった取組みを行います。

また、いじめ・不登校³⁷をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、スクールカウンセラー³⁸やスクールソーシャルワーカー³⁹等の活用や外部機関との連携により、総合的に課題をとらえ、未然防止と的確な早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実します。

取組み①	目標
夢や志をもって粘り強くチャレンジする姿勢の育成	「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート) ※現状値 【R5 守口】小 80% 中 59% 【R5 全国】小 82% 中 66%
【方策】	
① 自己の将来を具体的に考えることができるよう、キャリア・パスポート ⁴⁰ を効果的に活用します	
② 地元企業等による出前授業や社会人講話、職場体験活動を実施します	
③ 国や大阪府の事業を活用し、アスリートや芸術家等による出前授業を実施します	

取組み②	目標
自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成	「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」と肯定的に回答する児童生徒の割合を80%以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート) ※現状値 【R5 守口】小 79% 中 75% 【R5 全国】小 77% 中 78%
【方策】	
① 日々の授業において、互いの意見を交流し自らの考えを深める活動を充実します	
② 児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通じた個や集団への働きかけを充実します	
③ 中学校区における児童会・生徒会による自治的活動を推進します	

³⁷ 【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

³⁸ 【スクールカウンセラー】：全中学校区及び2小学校に1名ずつ配置され、児童生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士等。

³⁹ 【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

⁴⁰ 【キャリア・パスポート】：児童生徒が、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材。

取組み③	目標
不登校児童生徒への支援	すべての不登校児童生徒が専門家の支援を受け、学びにアクセスできる状況を確保する。
【方策】 <ul style="list-style-type: none"> ① 教育相談やスクリーニング⁴¹を充実させ、児童生徒の状況や変化を把握します ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して早期に的確なアセスメントを行い、個に応じた支援を行います ③ 校内教育支援センターの環境整備や学生フレンド等の外部人材の活用等により、教室に入りづらい児童生徒の居場所を充実します 	

取組み④	目標
学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの徹底	「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と回答する児童生徒の割合を 100%にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート) ※現状値 【R5 守口】小 97% 中 93% 【R5 全国】小 97% 中 96%
【方策】 <ul style="list-style-type: none"> ① 専門家等を活用した、いじめ防止を題材とした授業を実施します ② 児童生徒の状況を把握するため、学期に1回以上、いじめに関するアンケートを実施します ③ 年に複数回、児童生徒理解をテーマとした教職員研修を実施します ④ 学期に1回、いじめに関する相談窓口を周知します 	

⁴¹ 【スクリーニング】：学校で行われる、すべての児童生徒を対象としたデータに基づく見守り。変化を早期に捉え、適切に支援を行うことで、課題の未然防止や早期発見につなげる。
(参考：「スクリーニング活用ガイド」文部科学省)

【基本方針4】 学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

校長のリーダーシップのもと、教育課題の解決に向けた学校経営を行うとともに、学び続ける教職員を育成します。また、小中一貫教育を基盤とした教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。加えて、老朽化が進む学校施設の計画的な整備・改修を進めます。

〔重点項目9〕 学校経営の改善

校長は、小中一貫教育の視点をもって教育課題に対し実情を踏まえた目標を設定します。明確なビジョンや具体的方策を学校運営協議会やホームページ等を通じて積極的に家庭・地域に発信するなど、学校・家庭・地域の協働体制を構築し、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。

加えて、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校の組織や業務の在り方などの見直しに取り組みます。

取組み①	目標
学校経営計画に基づく学校運営の推進	学校の経営について設定した目標を達成していると回答する校長の割合 100%を維持する。(学校長が作成する自己申告票)
【方策】	
① PDCA サイクルに基づいた学校運営を行います	
② 首席 ⁴² や事務職員を積極的に校務運営に参画させます	
③ 年間を通じて、学校運営協議会を計画的に開催し、学校支援活動を推進します	

取組み②	目標
教員が子どもと向き合う時間の確保	年間の年次休暇平均取得日数が 20 日となるよう職場環境を改善する。 ※現状値【R4】小 14.8日 中 12.6日
【方策】	
① スクール・サポート・スタッフ ⁴³ をはじめとする各種支援員等を効果的に活用します	
② 「標準活動時間 ⁴⁴ 」を意識した部活動を運営します	
③ グループウェアシステム ⁴⁵ の効果的な活用により業務改善を促進します	
④ 家庭との迅速な連絡、情報・スケジュール共有のため、学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用します	

⁴² 【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成 19 年度から配置。

⁴³ 【スクール・サポート・スタッフ】：働き方改革の観点から、教員の業務負担を軽減するために市立学校に配置している人材。職務内容は、来客・電話対応や、学校行事・式典の準備補助など各校によって様々である。

⁴⁴ 【部活動の標準時間】：部活動の活動時間が教職員の勤務時間内におさまるよう市教育委員会が定めた時間。平日は1時間程度で勤務時間内、学校休業日は大会参加以外の活動は行わないこととしている。

⁴⁵ 【グループウェアシステム】：勤務時間や休暇申請等のスケジュールの管理機能やタスク管理機能などがパッケージ化された業務用ソフトウェアのこと。市立学校では、令和 5 年 9 月から運用を開始した。

〔重点項目 10〕教職員の資質向上・研修の充実

教職員が急激な社会の変化に柔軟に対応しながら、主体性と協働性を発揮し、学び続けることができるよう、学校・教育委員会が連携し組織的・継続的な研修を実施します。また、教職員が教育公務員としてふさわしい行動をとることができるよう、不祥事防止等に向けた取組みを継続的に実施し綱紀の保持を徹底します。

取組み①	目標
学び続ける教職員の育成	「研修の内容を学校で役立てたり広めたりしている」と肯定的に回答する教職員の割合 100%にする。(学期末教職員アンケート) ※新設項目のため現状値なし
【方策】 <ul style="list-style-type: none"> ① 校内の研修テーマや重点課題に正対した研修を企画・実施します ② 校内研究や教育センター実施の研修で教職員間の協働的な学びを充実させるため、ICT 機器やクラウド環境を活用します ③ 研修機会の充実に向けたオンライン、オンデマンド型研修を効果的に活用します ④ 市内の優れた取組みを共有し、今後に活かせるよう、クラウド環境の活用や中学校区の合同研修会を実施します ⑤ 他の自治体や機関等が実施する研修を教職員に積極的に周知し、参加や活用を促します 	

取組み②	目標
教育公務員としての意識の醸成と法令遵守の徹底	教職員の不祥事ゼロを維持する。
【方策】 <ul style="list-style-type: none"> ① 「不祥事防止に向けたワークシート集⁴⁶」等を活用した定期的な事例検討会を実施します ② 「ハラスメントの防止及び対応に関する指針⁴⁷」の活用により教職員に正しく理解させハラスメントを許さない環境を構築します ③ 学校訪問や管理職へのヒアリング等により、指導が不適切な教職員等を把握し、適切に支援・指導します 	

⁴⁶ 【不祥事防止に向けたワークシート集】：令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集。

⁴⁷ 【ハラスメントの防止及び対応に関する指針】：守口市教育委員会が定める、学校現場でのハラスメント防止及び対応について定めたもの。

〔重点項目11〕学校施設の老朽化等への対策

令和4年8月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）⁴⁸」に基づき、既存校の老朽化対策を主眼とした「守口市立学校施設整備計画⁴⁹」との整合を図りながら、社会の変化に合わせた新しい時代の学び、校舎の老朽化への対応を計画的に行い、よりよい教育環境の整備を行います。

取組み①	目標
教室施設の老朽化が進む学校の計画的な整備・改修	児童・学級数の増加による教室不足とともに施設老朽化が進む守口小学校の改修を行い、令和8年度に新校舎を供用開始する。 早期に施設老朽化対策を要する八雲中学校区の義務教育学校の新校舎を建設し、令和9年度に供用開始する。
【方策】	
① 令和7年度中に守口小学校の新校舎建設完了をめざし、令和6年度末で既存建物の解体を完了するとともに、工事の進捗管理を行います	
② 令和8年度中に義務教育学校の新校舎建設完了をめざし、八雲中学校区の学校、保護者、地域の方々の意見を聞きながら、工事設計を令和6年度中に完了します	

【基本方針5】生涯学べる社会をつくる ～学びとくすなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりをめざします。

〔重点項目12〕社会教育の振興

守口市立図書館を核とした図書サービスの充実を図るとともに、青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に取り組みます。

また、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めます。

取組み①	目標
市民による図書館利用の拡大	市立図書館の図書借出冊数を35万冊以上とする。 ※現状値【R5】約30万冊（電子書籍は含まない）
【方策】	
① 市民の課題解決を支援するため、情報発信やレファレンスサービスを充実します	

⁴⁸ 【守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）】：学校規模の小規模化と施設老朽化への考え方をまとめた方針として、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」について、具体的な方策として取り組んできた小・中学校の統合が完了したことから、守口市の今後の子どもたちや学級数の推移を踏まえ、施設老朽化対策とともに小中一貫教育推進の観点などからも総合的に学習環境向上をめざす方針。

⁴⁹ 【守口市立学校施設整備計画】：令和3年3月に策定した計画で、市立小中学校の87%が築40年を経過しており、一斉に施設更新時期を迎えることから、財政負担の軽減と平準化を図りながら、学校施設の老朽化対策を行うため、国が推奨する建替えと同程度の教育環境の確保が可能な長寿命化改修を基本とし、老朽化度合によって必要な場合は改築を行うなど、施設の機能と教育環境の向上を図ることを目的とした学校施設整備計画。

取組み②	目標
<p>子ども読書活動の推進及び学校図書館と市立図書館との連携および文化財の活用</p>	<p>「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり全く読書をしない」と回答する児童生徒の割合を全国平均以下にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）</p> <p>※現状値 【R5 守口】小 26% 中 53% 【R5 全国】小 24% 中 37%</p>
<p>【方策】</p> <p>① 子ども読書の日や読書週間に合わせたイベントやビブリアバトル⁵⁰などを開催し、読書の大切さについて啓発・情報発信します</p> <p>② 市立図書館司書と学校図書教諭・学校図書館司書の連携強化により児童・生徒の読書活動に携わる担当者の資質の向上に努めます</p> <p>③ 市立図書館司書による出前授業を実施します</p> <p>④ もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においては、四季折々に関連する伝統行事等のイベントや企画展を実施し、市民の文化財愛護意識を高めます</p>	

取組み③	目標
<p>青少年育成指導員連絡協議会⁵¹と協力しながら実施している行事⁵²の活性化</p>	<p>各行事への子どもの参加人数を前年度以上とする。</p> <p>※現状値【R5年度】</p> <p>こどもまつり 7,000人 こども会親善スポーツ大会 220人 中学生スポーツ大会 22人 こども会駅伝競走大会 288人</p>
<p>【方策】</p> <p>① 青少年の相互交流や活動機会の提供について、活動の中心を担う青少年育成指導員の活動や実施している行事等について、市広報誌やホームページ等を活用し積極的に市民へ情報発信を行い、活動の大切さについて広く市民に周知することで担い手の確保を図ります</p> <p>② 青少年育成指導員連絡協議会と協力し、参加者の募集方法など子どもたちの参加に繋がる手法等を研究し、新たな方法で募集することにより、参加者数の増加を図ります</p>	

⁵⁰ 【ビブリアバトル】：立命館大学情報理工学部の谷口忠大教授が考案したゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」。バトル（発表者）たちがおすすめの本の魅力を紹介しあい、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」（チャンプ本）を決める。

⁵¹ 【青少年育成指導員連絡協議会】：各小学校区及び義務教育学校の青少年育成指導員会の相互連絡、協同事業の推進並びに関係諸機関及び諸団体との連絡調整及び協調を促進し、青少年健全育成に係る諸活動の積極的な振興を図り、守口市青少年育成指導員の使命を全体的かつ効果的に達成することを目的とする組織。

⁵² 【行事】：こどもまつり、こども会親善スポーツ大会、中学生スポーツ大会、こども会駅伝競走大会を実施。

moriguchi city board of education



守口市教育委員会